

吸収分割に関する事後開示書類

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

株式会社コンフィデンス・インターワークス

株式会社アイ・クラッチ

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都新宿区新宿 2 丁目 19 番 1 号
株式会社コンフィデンス・インターワークス
代表取締役 澤岷 宣之

東京都新宿区新宿 2 丁目 19 番 1 号
株式会社アイ・クラッチ
代表取締役 工藤 政嗣

株式会社コンフィデンス・インターワークス（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の 100% 子会社である株式会社アイ・クラッチ（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 5 月 20 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社が人材紹介事業及び採用支援事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過

（1）吸収分割の差止請求手続の経過

本分割において、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、分割会社に対して本分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項、第 4 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 24 日付で分割会社の株主に対し、電子公告を行いました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はいませんでした。

（3）新株予約権買取請求手続の経過

該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項並びに定款第 5 条（公告方法）に従い、2026 年 7 月 16 日付官報及び電子公告において債権者に対し本分割に対する異議申述の催告を行いました。が、異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

（1）吸収分割の差止請求手続の経過

本分割において、会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本分割の差止請求を行っ

た株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2026 年 7 月 16 日付官報において公告を行うとともに、知っている債権者に対して各別に催告を行いましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社の人材紹介事業及び採用支援事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割に関する変更登記をした日

2026 年 10 月 1 日

6. 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上